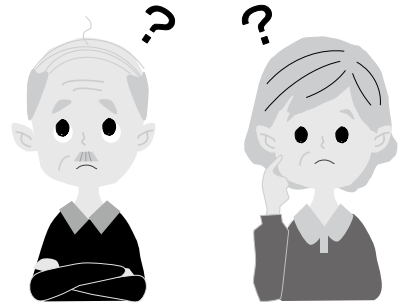


いいひいいひ 11月11日は「介護の日」 介護保険ってどんな制度？



高齢化が進み、親や配偶者など家族の介護をする人が増えています。今、介護をしていない人も、いつか、家族の介護をする立場になったり、介護を受ける立場になったりするかもしれません。

介護はだれにとっても身近な問題です。それぞれの立場で「介護」について考えてみる機会として、今回は、介護保険について多く寄せられるご質問をQ & Aでお答えします。

Q 介護保険の対象者はどのような人ですか？

A 対象になるのは65歳以上の方【第1号被保険者】と40歳から64歳までの医療保険に加入している方【第2号被保険者】です。

Q 介護保険を利用するつもりがないので、加入しなくてもいいですか？

A 介護保険は、介護の負担を社会全体で連携し支えあう社会保険制度です。サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての方が加入しなければなりません。

Q 要介護認定の申請は、いつするの？

A 申請は、日常生活に介護や支援が必要な状態となり、介護サービスの利用を希望するときに申請してください。（第2号被保険者は、老化が原因とされる病気によるとき）

Q 要介護認定の結果が出るまでは介護保険のサービスを利用できないの？

A 要介護認定の効力は、申請日に遡りますので、認定結果が出る前にサービスを利用することも可能です。ただし、認定結果により、利用料が自己負担となる場合

もあります。

Q 介護サービスを利用したいが、どのような場合にサービスを受けられるの？

A 要介護状態（要介護1～5）または要支援状態（要支援1・2）であると認定された方が介護保険によるサービスを受けることができます。認定後サービスを受ける場合には、ケアマネジャーと契約し、ケアマネジャーがご本人に合ったサービス計画を作成し、それに基づいてサービスを受けることができます。

Q 要介護認定を受けた後、状態の変化により、もっと介護サービスが必要になった場合はどうすればよいの？

A すでに認定を受けている方の状態が変化し、現在の要介護度ではサービスが足りない場合には、いつでも区分変更申請を出すことができます。

Q 介護保険のサービスってどのようなものがあるの？

A ①居宅サービス、②地域密着型サービス、③施設サービスの3つのサービス体系に分けられます。

①居宅サービス ヘルパー派遣・デイサービス・ショートステイなど在宅生活を支える

サービス

②地域密着型サービス グループホームなど市内の方を対象としたサービス

③施設サービス 特別養護老人ホームなどへ常時介護が必要で在宅生活が困難な方が入所するサービス

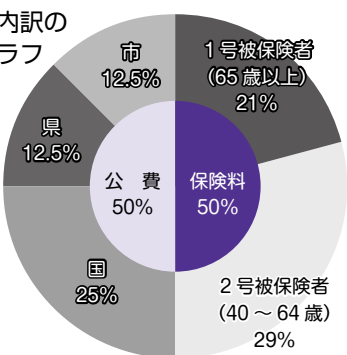
Q 介護サービスを利用したときの利用者負担はどのくらいかかるの？

A 原則、かかった費用の1割が利用者負担となります。なお、施設サービスやショートステイを利用した場合は、居住費・食費等の負担も別途必要となります。

Q 介護保険料ってどうやって決めているの？

A 第1号被保険者保険料は、介護保険給付費の21%を賄わなければならない額が計算され、第1号被保険者数

財源内訳の円グラフ



で割り「保険料基準額」を算定します。これをもとに被保険者の所得に応じ、本市では9つの段階の料率を掛けることによって保険料が算定されます。また、第2号被保険者の保険料は、

加入している健康保険組合によって算定方法や金額が異なるため、それぞれの健康保険組合等にご確認ください。

Q 介護保険料はどのくらい納めるの？

A 第1号被保険者の保険料は年金からの天引き（特別徴収）による方法と納付書による納付や口座振替（普通徴収）による方法があります。特別徴収か普通徴収の選択は、介護保険法上できません。

第2号被保険者の保険料は、医療保険料に含めて納めていただきます。

Q 介護保険料を納めないとうなるの？

A 保険料の滞納期間に応じて、サービス利用時に一旦全額を自己負担や、保険給付の差止、自己負担が1割負担から3割負担に変更になります。

■お問い合わせ

介護保険課介護保険担当
(内線1125114)